平成２２年（フ）第２６３号
徳島市住吉３丁目９番11号―303号
債務者　濱田佐和子（旧姓金岩）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８８号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓89番地４
債務者　山田　公義
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９０号
徳島市下助任町２丁目６番地
債務者　多田　運夫
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９２号
徳島市末広１丁目２番73―501号
債務者　阿部　和枝
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９６号
徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱193番地51
債務者　丹羽　　彰
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２５号
愛媛県松山市萱町５丁目１番地２　第一朝日ビル303号
債務者　柚山　宏和
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２９号
高知県吾川郡いの町枝川5811番地２
債務者　山田タカ子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４０号
高知県土佐市蓮池353番地
債務者　川島　令子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６９号
高知市横浜新町１丁目301番地　県住横浜第二N606
債務者　柴田萬里子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７２号
高知県香南市野市町西野522番地２　浜田コーポ305号
債務者　公文　千佳
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７６号
高知市神田1368番地15
債務者　岡本　梅子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７８号
高知市越前町２丁目２番26号
債務者　岡崎　茂生
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８７号
高知県土佐市高岡町乙1841番地２
債務者　石元　記代
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９４号
高知県香南市赤岡町985番地４　市営住宅中浜団地Ｋ棟５号
債務者　竹島　祐介
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０５号
高知市旭天神町157番地８
債務者　野村　俊晃
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０６号
高知市旭天神町157番地８
債務者　野村　生子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２号
福岡県柳川市本町25番地４
債務者　佐藤　亮子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係